

### 第3 外部監査の結果報告

#### 「京都市市民スポーツ振興計画」について

#### 1 スポーツ振興計画の特徴

##### (1) スポーツの意義

スポーツ振興の意義は、「人間としての生命を取り戻し、蘇らせることのできる人間行動であり、人間が共同体を形成して生活を営んでいく上で必要な社会性を自ずと身につけることのできる文化でもある。」ということにある。

また、スポーツの持つ効果には、次のように様々なものがある。

ア 爽快感、達成感、知的満足感など心身一体となった充足や楽しさをもたらしてくれる。

イ 人間的なふれあいを深め、他者とのつながりや連帯感を深めてくれる。

ウ 健康の保持増進、体力の向上に役立つ。

エ 集団の中で、自己の個性を発揮でき、自己実現を可能にする。

オ ストレスを解消する。

カ フェアな精神を育む。

キ 見る人に大きな感動や楽しみ、活力を与える。

ク 国際的な相互理解と友好、親善を深める。

##### (2) 京都市の特性

国は、平成12年9月、「スポーツ振興基本計画」を策定し、生涯スポーツの分野で、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%（2人に1人）となることを目指している。京都市では、国が進めようとしている地域住民による主体的なスポーツ振興組織の育成や学校施設の開放などの施策については、国に先がけて取り組んできた。

京都市においては、自治体に設置されてまもない教育委員会が、京都市独自に体育指導員を配置し、昭和26年から地域住民による主体的なスポーツ振興組織である体育振興会が元学区単位ごとに組織されるとともに、学校施設を活動拠点とする市民主体のスポーツ活動が営まれてきた。今日では、年間延べ180万人もの市民が体育振興会の事業を通じてスポーツに親しんでいる。こうした、市民の主体的なスポーツ活動が地域に根付いていること、これが京都市の大きな特性である。

(3) 市民スポーツ枠の拡大

京都市が「スポーツごころを結ぶまち」となるためには、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、スポーツ活動をしていない人々に働きかけ、参加につなげていくことが重要である。「スポーツ振興計画」においても、スポーツ活動をしていない人々にスポーツ活動参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくり、親子でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、市民が手軽に楽しめるニュースポーツの普及、振興などを進めている。

また、高齢者や障害のある人、あるいはその他のいろいろな条件によってスポーツをしていない人も気軽に体を動かすことができ、積極的にスポーツに親しみ、社会参加できるように市民スポーツの枠を広げていくことが必要であるとしている。

(4) 市民スポーツ振興計画事業費

市民スポーツ振興計画推進事業費の内容、金額は次のとおりである。

決算額

(単位：円)

費目	12年度	13年度
報償費	455,551	111,110
需用費	8,085	8,085
(諸費)	( 8,085 )	( 8,085 )
委託料	997,500	0
使用料及び賃借料	59,850	65,100
計	1,520,986	184,295

なお、京都市市民スポーツ振興計画策定委員会は、平成12年6月発足し、平成13年5月京都市長に答申を提出したという状況である。

2 市民スポーツ振興計画進ちょく状況（平成14年7月31日現在）

スポーツ振興計画の目標実現のために掲げられた各領域における具体的な施策についても、現時点では、かなりの進ちょくをみている。具体的施策案とその進ちょく状況は、次のとおりである。

No. 計画に掲げる具体的施策案 進ちょく状況 施策名

進ちょく状況

= 実施済又は実施中

= 一部実施又は着手

= 実施に向けた具体的検討中・準備中

(1) ハードウェアに関する施策

- 1 地域体育館の現行配置計画の早期完了と新たな配置計画の策定  
右京地域体育館（仮称）について、地下鉄東西線天神川駅（仮称）周辺整備事業において整備構想の策定（平成14年1月、完成予定19年度）
- 2 地域におけるスポーツ情報、人材の育成と活用の拠点化
- 3 全天候型多目的運動施設の整備
- 4 新たなスポーツ拠点施設の整備  
西京極総合運動公園プール施設「京都アクアリーナ」開所（14年7月）  
岩倉東公園（仮称）の整備（平成15年4月竣工予定）
- 5 スポーツ広場の整備  
岩倉東公園（仮称）の整備のなかで、グランドゴルフにも利用できる芝生広場を整備（平成15年4月竣工予定）
- 6 公共施設の活用  
小学校校庭（202校）への夜間照明設備の設置完了（13年10月設置完了）
- 7 企業などが所有する施設の活用  
民間企業所有の運動施設の開放についての意向調査（13年7月）  
大学スポーツ施設の地域開放についての調査予定（14年9月）
- 8 自然環境の利用  
自然環境の中でスポーツを楽しむ機会となる第1回おこしやす京都ツデーマーチを実施予定（14年9月）
- 9 「歩くまち、京都」の推進
- 10 老朽化スポーツ施設の再整備及びバリアフリー化の推進  
継続的に実施
- 11 市民サービス向上委員会の設置  
同委員会の設置（13年5月）  
名札の着用、被服の統一化、スポーツ情報システムの充実等の取組を実施

12 施設利用時間の延長

京都市体育館の休館日（毎週木曜日）の廃止（14年4月）

13 現行スポーツ情報提供システムの充実

端末機の稼働時間の延長（18時～20時）（13年11月）

iモードによる施設情報の提供（13年11月）

14 広域情報ネットワークの充実

京都府の「京のOWNネット（生涯学習・スポーツ情報）」とのリンク（13年6月）

15 青少年や障害のある市民の競技大会にかかる減免制度の創設

(2) ソフトウェアに関する施策

16 スポーツリーダーバンクの創設

17 市民掲示板「市民スポーツひろば（仮称）」の創設

14年度下半期以降実施予定

18 現行スポーツ情報提供システムの充実（再掲）

19 広域情報ネットワークの充実（再掲）

20 地域におけるスポーツ情報、人材の育成と活用の拠点化（再掲）

21 市民スポーツ教室、スポーツ講習会の充実

新たにスポーツ講習会を市民スポーツ会館において実施（14年7月）

22 ニュースポーツの普及、振興

スポーツ講習会、体育振興会事業等を通じて継続的に実施

23 子どもの頃からスポーツに親しめる環境づくり

体育振興会、スポーツ少年団、教育委員会等と連携のもと継続的に実施

24 ソフト面でのノーマライゼーションの促進

継続的に実施

25 京都シティハーフマラソンの充実

関係機関と連携し継続的に実施

26 市民スポーツフェスティバルの充実

関係機関と連携し継続的に実施

27 幅広い市民が参加できるスポーツイベント、大会の充実

幅広い市民が参加できるように、第1回おこしやす京都ツデーマーチを含めたスポーツ&レジャーフェスティバルを実施予

定（14年9月）

28 ハイレベルのスポーツに接する機会の提供

プロ野球OBオールスターゲーム（14年8月）、全日本身体障害者水泳選手権大会（14年9月）、NHK杯国際フィギュアスケート大会（14年11月、12月）等を実施予定

(3) ヒューマンウェアに関する施策

29 スポーツボランティア、リーダーの育成

30 スポーツリーダーバンクの創設（再掲）

31 市民スポーツレポーター制度の創設

32 地域のスポーツ情報、人材の育成と活用の拠点化（再掲）

33 プロスポーツ選手との交流

プロ野球OBオールスターゲーム時に「少年野球教室」（14年8月）、京都パープルサンガによる「親子ふれあいサッカー教室」「親子&女性の体験サッカー教室」（14年8月）等を実施予定

34 体育振興会活動の充実強化

連携を図りながら地域スポーツの振興を継続的に実施

35 体育協会による市民スポーツ振興への取組の強化

連携を図りながら競技スポーツの振興を継続的に実施

36 スポーツ組織のネットワーク化とNPO法人化への支援

37 市民スポーツ振興懇談会（仮称）の設置

38 地域市民スポーツ推進会議（仮称）の設置

39 市民掲示板「市民のひろば（仮称）」の創設（再掲）

（参考）

40 庁内体制の整備

スポーツ行政に係る総合的な調整を行うためスポーツ政策監の設置（13年4月）

スポーツ振興計画を着実に推進していくため、スポーツ振興に関連するセクションについて横断的な組織となる「スポーツ行政推進会議」の設置。（13年10月、計3回実施）

< 監査意見 >

スポーツ振興計画の早期実現を図るため、現在一部実施及び実施に向けて準備中の施策についても、すみやかに内容、諸条件を精査したうえ、具体的に計画書を作成し、着手、完成に努められたい。

## 市民スポーツ振興室の事務事業について

### 1 収入・支出について

#### (1) 収入

市民スポーツ振興室の決算資料の適正性を確認するため歳入予算整理簿との照合を行い、調定簿等によりその内容を見た。市民スポーツ振興室の収入科目は、文化市民使用料、文化市民費寄付金、雑入からなっている。調定額のうち収入未済額は、平成12年度 888,600 円、平成13年度 697,700 円であった。

次に内容を調査した結果、次のような事例が見受けられた。

ア スポーツ情報提供システムによる施設使用料は、毎使用月の翌月の15日に口座振替により納入されている。スポーツ情報提供システムとは、スポーツ施設の利用の申し込みを利用者自身が端末機を操作し、使用申し込みを行い、使用料は、指定の金融機関の口座から自動引き落としとするシステムである。

イ 平成13年度から使用料の徴収を財団法人京都市体育協会(以下「体育協会」という。)に新たに委託している施設があるが、そのスポーツ施設の使用料収入について、市民スポーツ振興室で収入決定書を作成すべきところ、財団法人京都市体育協会名で収入決定書が作成されていた。

#### (2) 支出

決算書の適正性を確認するため歳出予算整理簿との照合を行い、物件購入契約決定書兼契約決定通知書、物件等調達契約決定書、経費支出決定書、旅行命令簿等により予算執行の内容を見たところ以下のとおりであった。

ア 平成13年度のスポーツ事業費の予算現額 644,429 千円と決算額 399,869 千円との差額の生じた理由は、体育協会への補助金の減額であり、市の職員の体育協会への出向が予定どおり行われなかったのが主な原因であるとの説明であった。

イ 平成12年度第51回五大都市体育大会決算書の委託料の金額は、10,367,000 円となっているが、そのうちシドニーオリンピック・パラリンピックに関する委託料 550,000 円が含まれていた。

## 2 契約（委託料）について

### (1) 京都市の出資団体以外の事業者との委託契約について

平成12・13年度に京都市と京都市の出資団体以外の事業者との間で締結された委託契約のうち、契約金額が100万円以上の契約32件を集計し次表から のような分類を行った。

表 の網掛け部分の契約は特命随意契約であり、それ以外の契約は指名競争入札により行われた。

「京都市契約事務手続きの手引き」によると、執行可能予算額とは担当部局で見積られた予算額で、予定価格とは異なるが、予定価格が執行可能予算額を超えることはない。

平成12・13年の両方の年度において、委託内容と執行可能予算額に変更がなく、指名競争入札により締結された契約19件のうち18件については、落札金額の変化もなく、全体的に落札率は高く競争が行われた様子がかがわれず効率的ではない。

また、平成12・13年の両方の年度において、委託内容と執行可能予算額に変更はないが、委託先が変わっているにもかかわらず契約6件のうち5件は12年度と13年度の落札金額が同一であった。かかる事例の原因については、調査が必要であると思われる。



運営委託料一覧（委託金額 100 万円以上）

番号	委託先	委託内容	12年度	13年度
			率	率
1		保守点検	99.91	99.91
2		保守点検	99.81	99.81
3		保守管理	52.38	52.38
4		保守管理	95.01	95.01
5		保守管理	99.91	99.91
6		保守点検	98.36	98.36
7		保守点検	93.91	93.91
8		保守点検	97.09	97.09
9		保守点検	99.99	99.40
10		保守点検	99.55	99.55
11		保守点検	92.84	92.84
12		清掃	99.09	99.58
13		清掃	100.00	99.99
14	A社 / B社	清掃	70.35	60.95
15		清掃	100.00	99.99
16		清掃	96.31	96.31
17		清掃	95.52	95.52
18		警備	99.70	99.70
19		維持管理	93.88	99.45
20	C社 / D社	除草作業	93.80	98.70
21	E社 / F社	除草作業	96.45	96.45
22	G社 / H社	維持管理	97.89	97.89
23		樹木管理	99.58	97.89
24	I社 / J社	維持管理	97.95	97.95
25	K社 / L社	維持管理	100.00	100.00
26	M社 / N社	樹木管理	99.79	99.98
27		除草作業	99.89	99.89
28		除草他監理	93.30	93.30
29		芝生管理	99.50	99.50
30	O社 / P社	除草作業	97.80	97.80
31		保守管理	90.85	90.85
32		設備点検	100.00	100.00
合計額の率			92.45	93.11

注 ア 率は、落札額 ÷ 執行可能予算額 × 100

イ 委託先の 社 / 社の表示は、12年度と13年度とでは委託先が変ったことを示す。委託先が空欄であるのは、12年度と13年度が同一の委託先であることを示す。

ウ 網掛けは、特命随意契約である。

エ 12年度・13年度で単独に発生した委託契約を除く。

率による分類表

(件数 構成比率)

率	12年度		13年度	
	99%以上	15	46.9%	15
95%以上 99%未満	9	28.1%	11	34.4%
95%未満	8	25.0%	6	18.7%
合計	32	100.0%	32	100.0%

率は、落札額 ÷ 執行可能予算額 × 100%

委託金額による分類表

(件数 構成比率)

委託金額	12年度		13年度	
	100万円以上 500万円未満	15	46.9%	16
500万円以上 1000万円未満	7	21.9%	6	18.8%
1000万円以上 1500万円未満	5	15.6%	6	18.8%
1500万円以上 2000万円未満	5	15.6%	3	9.3%
2000万円以上	0	0.0%	1	3.1%
合計	32	100.0%	32	100.0%

には、随意契約による分も含む。

指名競争入札に参加した業者の数を聞いたところ、「入札に参加する業者数の最大数は7社ですが、最少数については、3社で、平均は各入札金額に設定されている参加業者数の下限にほぼ一致します。」との返答を受けた。

(参照) 京都市競争入札等取扱要領

(被指名者の数)

第25条 1の指名競争入札に指名する競争入札有資格者の数は、発注する契約の予定価格に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格が1千万円未満の契約 5社以上
- (2) 予定価格が1千万円以上5千万円未満の契約 5社以上
- (3) 予定価格が5千万円以上1億円未満の契約 5社以上
- (4) 予定価格が1億円以上の契約 10社以上

2 前項の規定にかかわらず、発注する契約が次の各号の一に該当するときは、前項各号に定める予定価格に対応する被指名者の数に満たない数の競争入札資格者を指名することができる。

- (1) 特殊な専門的技術等を必要とする契約であるとき。
- (2) 履行できる能力を有する者が少ない契約であるとき。
- (3) 同時期の発注が特に多い契約であるとき。
- (4) 緊急その他特別の事由がある契約であるとき。

(2) 京都市の出資団体等との委託契約

ア 委託料の支出の方法及び決算額の差異

委託料の支払については、契約により債権者と債務金額を確定させ債務の履行期到来前に支払う方法（以下「前金払」という。）と、債権者は確定しているが債務金額が未確定であり、債務の履行期が到来していない時点で概算額を支払い、事後において精算を行う方法（以下「概算払」という。）がある。京都市会計規則第68条第1項第4号に、概算をもって支払いをしなければ契約を締結し難い委託に関する費用については、概算払により支出することとされている。

平成13年度の京都市と京都市の出資団体等との委託契約について決算資料にて調べたところ、京都市の契約にかかる決定書に、概算をもって支払をしなければ契約を締結し難い費用とは、施設の維持管理や光熱水費などであるとの記載があった。次表の～、～についてはその全体が概算払となっており、～については、契約のうち光熱水費だけが概算払となっていた。

平成13年度 委託金額100万円以上 出資団体等に対する委託内容一覧

委託先	委託内容	支払方法
(財)京都市体育協会	地域体育館・市民スポーツ会館運営委託	概算払
(財)京都市体育協会	有料運動公園運営委託	概算払
京都市ｽｰﾂ少年団	元岩倉野球場兼運動場管理委託	概算払
(財)京都市体育協会	「京都市ｽｰﾂ情報提供ｼｽﾃﾑ」運用業務委託	前金払
(財)京都市体育協会	西京極総合運動公園ﾌﾞｰﾙ施設開設準備委託	概算払
(財)京都市体育協会	市民参加ｽｰﾂ競技大会	前金払
(財)京都市体育協会	市民ｽｰﾂ教室運営	前金払
(財)京都市体育協会	京都市社会人総合体育大会	前金払
(財)京都市体育協会	五大都市体育大会開催準備委託	前金払
(財)京都高度技術研究所	京都市情報提供ｼｽﾃﾑ保守管理業務委託	概算払
(財)京都高度技術研究所	ｽｰﾂ情報提供ｼｽﾃﾑサーバ移設	概算払

上表の～、～にかかる平成13年度の決算額は、下表のとおりである。

(単位：円)

委託先	委託内容	決算額
(財)京都市体育協会	地域体育館・市民スポーツ会館運営委託	221,781,016
(財)京都市体育協会	有料運動公園運営委託	333,821,292
合計額		555,602,308

これらの明細について、決算資料にてそれぞれの内訳を検証したところ以下の表のとおり誤差が生じていた。

地域体育館・市民スポーツ会館運営委託明細 (単位：円)

委託内容明細	決算額
伏見体育館北堀公園地域体育館運営費	24,004,748
桂川地域体育館運営費	24,450,849
醍醐地域体育館運営費	41,899,506
山科地域体育館運営費	33,140,815
市民スポーツ会館運営費	43,409,574
東山地域体育館運営費	23,599,375
合計額	190,504,867

有料運動公園等運営委託明細 (単位：円)

委託内容明細	決算額
京都市体育館・事務所運営費	43,957,512
武道センター運営費	41,836,650
横大路体育館運営費	27,293,986
西京極陸上競技場兼球技場運営費	41,131,118
西京極補助競技場運営費	12,086,436
西京極野球場運営費	33,265,165
西京極トレーニングルーム運営費	10,341,007
宝ヶ池球技場運営費	13,150,985
宝ヶ池テニスコート運営費	15,386,009
有料運動公園運営費	111,300,051
桂川緑地運動施設運営費	15,348,522
合計額	365,097,441

と について、決算資料に表示されている契約にもとづく決算金額と明細を合計した金額との差額がそれぞれ 31,276,149 円である。この理由について市民スポーツ振興室に問い合わせたところ、契約は当初の予算をもとに作成・締結されており、その後予算が変更されたので誤差が生じたとの返答であった。

これらの委託契約書によると、契約について変更の必要が生じたときはその都度決定するとの記載があるが、予算が改訂された時点で契約は変更されていない。

また、京都市が作成した決算資料において、委託契約による決算額とその明細の決算金額について異なる表示をしているということは、正確な決算資

料が作成されていないことになる。

#### イ 契約書に記載している事項以外の支出

京都市が、平成13年度に体育協会に委託している地域体育館等運営委託契約については、決算資料によると下記のとおりに区分されている。

(単位：円)

スポーツ事業費	2,833,920
スポーツ施設運営費	333,821,292
スポーツ施設営繕費	22,275,750
合 計 額	358,930,962

契約書によると、委託内容は運動施設の管理と運動施設の小規模修繕であることが記載されており、それに対応する支出が、スポーツ施設運営費、スポーツ施設営繕費である。

スポーツ事業費については、決算資料の委託内容欄に体育協会に対する体制補助との記載があった。そこで市民スポーツ振興室にその内容を聞いたところ、脆弱であった体育協会の体質を強化するために支出しているものであるとの回答を受けた。

財団が設立されてから相当期間経過後もこのような支出が必要であるのか見直す必要がある。また必要であるとするならば、契約書にその内容を記載しなければならない。

#### ウ 委託事業の報告書

京都市は、「市民参加スポーツ競技大会」「市民スポーツ教室」「社会人総合体育大会」「五大都市体育大会」等の事業を体育協会に委託しているが、「事業終了後すみやかに報告を書面により提出するものとする」等の規定があるにもかかわらず、京都市は体育協会から事業ごとの報告を受けていない。

### 3 物品の管理

物品の購入については、平成12・13年度末購入分から10数点抽出し、京都市物品会計規則に従い備品台帳に記載されているかを確認した。

備品台帳における取得金額の記載額については、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)込みのものと消費税抜きのもので混在していた。同規則第25条に従えば、消費税抜きの記載が正しいのでその表示方法に統一されたい。

<改善を要する事項>

体育協会との委託契約については、契約書に記載されている契約の変更が実施できてなかったり、体制の強化など記載のないことについて委託料が支出されたりと、契約行為自体が形骸化しているように見受けられる。契約の相手先が京都市の出資団体であっても、契約の締結・実行については、地方自治法は言うに及ばず「京都市契約事務規則」等の諸規定に基づき正確に処理されたい。

また、過去から慣行化している体育協会の体制強化などの支出については、サンセット方式などの方法を採用することによって、廃止してその必要性を見直す必要がある。

(参考：サンセット方式・・・事業や補助金などにあらかじめ期限を設け、期限が来たら自動的に廃止する仕組み。期限後に続ける場合は、継続する理由を改めて検討し直す必要がある。夕方になれば太陽が自然と沈むのに例えて、サンセット方式と呼ばれる。)

<監査意見>

- 1 競争入札における最大の長所は、競争性が高いことである。その競争性を高めるためには、参加業者数を増やすことが条件となる。現状での参加業者数は、平均で京都市競争入札等取扱要綱に規定する数を満してはいるが、本来期待されている競争入札の効果があらわれているとはいえない。

京都市の保有する競争入札有資格者のなかから、一者でも多く入札に参加できるようにつとめられたい。

- 2 特定の者から見積書を徴する随意契約については、その委託の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)などに行われているのであるが、その業務を履行できる業者が1業者しか存在しなかったかどうか検証する仕組みづくりが必要である。

現在京都市では、入札・契約手続の公正な運用と透明性の確保を図るために京都市契約審査委員会を設置しているが、今後は委託契約においてもそういった仕組みを参考にしながら、運用することを検討されたい。

- 3 概算払という支払方法は、京都市会計規則にも定められており、その合理性が認められるが、契約の履行において受託企業の経営努力が報われるようにするために、契約の締結においては、そのすべてを概算払にするのではなく、未確定の経費にかかる部分だけを概算払にする方法に改められたい。

## 市民スポーツの振興事業について

### 1 「京都シティハーフマラソン」事業

#### (1) 事業内容

##### ア 趣旨

世界的ランナーや市民ランナーの参加を募り、ハーフマラソンを通じて、広く市民との交流、市民スポーツの振興を図るとともに、1200年の歴史を礎に、活力と華やぎのあるまち・京都を国内外に発信していくことを目的に開催している。

##### イ 平成13年度京都シティハーフマラソンの事業内容

- ・ 主催者等  
主催：京都市・京都陸上競技協会  
共催：京都市体育振興会・もっと元気に・京都市民会議  
企画・運営：京都シティハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）
- ・ 実施期日  
平成14年3月10日（日）雨天決行  
午9時スタート 車いす 午前8時57分スタート
- ・ 種目  
ハーフマラソン（21.0975キロメートル）  
車いす（5キロメートル）
- ・ 募集定員 7,000名
- ・ 参加資格  
18歳以上（高校生以下を除く）で、2時間以内に完走可能な者  
招待選手（日本陸上競技連盟が推薦する国内外選手）  
姉妹都市からの推薦選手  
日本陸上競技連盟登記・登録の部、男・女の選手  
一般参加選手（市民ランナー）の部、男・女の選手
- ・ 申込事項  
参加申込については平成13年10月に受付を行い、参加申込者多数の場合は、抽選により、参加を決定する。なお、車いす競技は公募しない。
- ・ 参加料 3,500円（保険料を含む。）
- ・ 京都シティハーフマラソン関連事業  
京都の健康と運動セミナー  
わんぱくランド

健康ジョギング教室  
第3回スポーツウォーク  
その他

ウ 開催結果について

- ・ 申込者 12,400名(募集期間:平成13年10月1日~31日)
- ・ 参加者 6,541名(招待選手を含む。)
  - 海外招待 4名
  - 国内招待 17名
  - 姉妹都市推薦  
10名(ボストン市2名、ケルン市2名、フィレンツェ市1名、キエフ市2名、ザグレブ市1名、プラハ市2名)
- ・ 出走者 6,180名(男子5,353名、女子827名)
  - (70歳以上出走者26名)
  - (視覚障害者出走者15名)
  - 車いす競技の部 7名
- ・ 完走者 5,130名(出走者のうち83.0%)
  - (男子4,576名 女子554名)
  - (70歳以上完走者 17名)
  - (視覚障害者完走者 10名)
  - 車いす競技の部 7名
- ・ 観衆の状況
  - 沿道の応援者 約18万人(主催者発表)
  - 会場への来場者 延べ2万5千人
- ・ その他関連事業
  - 京都の健康と運動セミナー 267名
  - わんぱくランド 346名(強風のため気球試乗35人乗れず)
  - 健康ジョギング教室 200名
  - 第3回スポーツウォーク 296名
- その他
  - ・ 特記事項:35歳男性選手が1時間39分05秒のゴール通過後転倒・死亡(死因は急性心疾患、急性心筋梗塞の疑い)

エ 事業経費

京都市は、第9回京都シティハーフマラソン開催負担金として、実行委員会に「126,300,000円」を、次のように四半期に分けて交付することとしている。



(単位：円)

区分	金額	支払期日
第1四半期	5,019,750	平成13年5月下旬
第2四半期	77,630,250	平成13年7月初旬
第3四半期	5,019,750	平成13年10月初旬
第4四半期	38,630,250	平成14年1月初旬
合計	126,300,000	

### 第9回京都シティハーフマラソン収支計算書

<収入の部>

(単位：円)

科目	収入額	説明
1 京都市負担金	126,300,000	
2 前年度繰越額	11,946,182	
3 協賛金収入	34,147,500	特別(ゼッケンスポンサー)企業
4 出場料収入	22,795,500	
5 諸収入	1,477,175	大会プログラム広告掲載料、 チャリティ金
合計	196,666,357	

<支出の部>

(単位：円)

科目	支出額	説明
1 選手招待費	24,332,500	姉妹都市、海外、国内招待選手
2 安全対策費	26,668,143	安全総量抑制対策費等
3 広報関係費	32,182,549	大会告知広報費、交通広告費
4 大会運営費	57,234,138	会場経費、競技役員等関係費
5 記録システム関係費	10,000,000	当落選データ処理費、記録システム費等
6 実行委員会運営費	23,586,990	事務局維持管理費、業務委託スタッフ人件費等
7 開・閉会式関係費	4,975,114	開・閉会式・関連イベント実施費等
合計	178,979,434	

差引残額 17,686,923円

(2) 京都シティハーフマラソン実行委員会について

京都シティハーフマラソン実行委員会以外の実行委員会については、平成14年度包括外部監査のその1のテーマ「芸術文化の振興に関する事業及び文化施設の管理・運営について」において、重要な項目として全体として検討している。

ア 京都シティハーフマラソン実行委員会規約（以下「実行委員会規約」という。）

京都シティハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、体育関係者、行政関係者、学識経験者、報道関係者によって構成され、組織等について定めた規約によって運営されている。

実行委員会規約の主な内容は、次のとおりである。

実行委員会規約（抄）

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、京都シティハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

実行委員会は、1200年の歴史をもつ京都の地に、世界的ランナーや市民ランナーの参加を募り、広く市民との交流、市民スポーツの振興を図るとともに、元気都市・京都、世界文化自由都市・京都を国内外にアピールすることを目指して開催する京都シティハーフマラソン（以下「大会」という。）の円滑な運営と推進を図ることを目的とする。

第3条（業務）

実行委員会は、前条の目的を達成するため、大会に関する企画・運営、実施その他一切の業務を行うものとする。

第2章 組織及び運営

第4条（組織） - 略 - 、第5条（会長及び副会長） - 略 - 、第6条（委員） - 略 - 、第7条（監事） - 略 - 、第8条（顧問） - 略 - 、第9条（任期） - 略 - 、第10条（審議事項及び招集） - 略 -

第11条（定足数及び表決数）

実行委員会は、委員の半数以上の出席又は委任がなければ、会議を開くことができない。

実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第12条（部会の設置） - 略 - 、第13条（事務局） - 略 - 、

第3章 会計

第14条（会計）

実行委員会の経費は、京都市の補助金、寄付金、大会に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

第4章 規約の変更及び解散

第5条（規約の変更） - 略 - 、

第16条（残余財産の帰属）

実行委員会が、解散した場合において、その残余財産は、京都市に帰属するものとする。  
（以下略）

実行委員会は、主催者ではないが、大会業務実施を目的に設立されたものであり、京都シティハーフマラソンに関する企画・運営、実施を担当している。その立場から、実行委員会名をもって、株式会社 A と「第9回京都シティハーフマラソン競技運営業務委託契約」を締結している。

実行委員会規約第3条により、大会業務のすべてを所管するとはいえ、主催者は、京都市と京都陸上競技協会の二者であり、会長は京都陸上競技協会会長が就任、実行委員は京都市長の推薦者のうちから、会長が委嘱することになっている。

主催者のもとで、業務運営に当たる実行委員会は、他の実行委員会と異なり、主催者側との緊密な連携を要するものである。何故なら、大会の責任は、担当する実行委員会が一義的には担うとしても、最終責任は、主催者側に帰属するからである。

#### イ 収支決算書等について

平成12年度及び13年度の第8回及び第9回の京都シティハーフマラソン実行委員会収支決算書によって、業者別に勘定科目を分類してみると次表のとおりである。

この結果、競技運営業務を委託しているA社に対する委託料が最も多く、支出総額に占める委託料の割合は、平成12年度は56.94%、平成13年度は56.38%である。

A社からの第8回京都シティハーフマラソンの「競技運営業務委託契約にかかる完了届及び決算報告」を見たところ、出金伝票「国内招待選手強化費」として支出された領収書のコピーを見ると領収印がなく、A社担当者のサインによると思われるものが散見される。これらは収入印紙の消印も担当者の認印であり、領収日の記載のないものもあり、添付書類としては不備である。

また、第9回の「競技運営業務委託契約にかかる完了届及び決算報告」を見たところ、同様の傾向が見られ、添付された領収書（コピー）が不備である。とくに平成13年3月に支払われた国内招待選手強化費1名分500,000円については、日付、領収印もない領収書（コピー）である。

第9回京都シティハーフマラソン収支決算書 (平成14年3月10日開催)

(単位:円)

勘定科目	総額	A	B	C	D	E	F	G	その他
前年度繰越金	11,946,182								11,946,182
京都市負担金	126,300,000								126,300,000
協賛金収入	34,147,500	1,440,000	29,715,000	2,992,500					0
出場料収入	22,795,500	22,795,500	0						0
諸収入	1,477,175	893,000		236,000					348,175
									0
収入合計	196,666,357	25,128,500	29,715,000	3,228,500	0	0	0	0	138,594,357
									0
選手等招待費	24,332,500	24,000,000							332,500
安全対策費	26,668,143	8,713,043		2,594,140	1,596,000	5,192,198	7,553,175		1,019,587
広報関係費	32,182,549	6,000,000		23,345,874	0				2,836,675
大会運営費	57,234,138	37,189,000		7,308,546				6,220,445	6,516,147
記録システム関係費	10,000,000	10,000,000							0
実行委員会運営費	23,586,990	15,000,000							8,586,990
開・閉会式等関係費	4,975,114	0		4,975,114					0
									0
支出合計	178,979,434	100,902,043	0	38,223,674	1,596,000	5,192,198	7,553,175	6,220,445	19,291,899
支出構成比(%)	100.00	56.38	0.00	21.36	0.89	2.90	4.22	3.48	10.78
次期繰越	17,686,923								17,686,923

(注)1 A～Gは、業者名である。

2 出場料収入は、業者Aが京都市から委託を受けて参加者より徴収している。

第8回京都シティハーフマラソン収支決算書（平成13年3月11日開催）

（単位：円）

勘定科目	総額	A	B	C	D	E	F	G	その他
前年度繰越金	21,646,903								21,646,903
京都市負担金	136,300,000								136,300,000
協賛金収入	32,000,000	2,600,000	29,400,000						0
出場料収入	22,522,000	22,522,000							0
諸収入	805,735	440,000		268,000					97,735
									0
収入合計	213,274,638	25,562,000	29,400,000	268,000	0	0	0	0	158,044,638
									0
選手等招待費	22,630,607	22,629,872							735
安全対策費	33,948,843	11,572,921		4,797,670	1,995,000	5,167,417	8,701,350		1,714,485
広報関係費	35,463,699	6,961,514		24,907,959					3,594,226
大会運営費	62,374,224	40,879,775		5,744,122				6,669,182	9,081,145
記録システム関係費	13,768,795	13,767,955							840
実行委員会運営費	28,481,272	18,828,600							9,652,672
開・閉会式等関係費	4,661,016			4,661,016					0
									0
支出合計	201,328,456	114,640,637	0	40,110,767	1,995,000	5,167,417	8,701,350	6,669,182	24,044,103
支出構成比（%）	100.00	56.94	0.00	19.92	0.99	2.57	4.32	3.31	11.94
次期繰越	11,946,182								11,946,182

(注)1 A～Gは、業者名である。

2 出場料収入は、業者Aが京都市から委託を受けて参加者から徴収している。

ウ 帳簿の整理・保存について

平成12年度京都シティーフマラソン実行委員会の予算差引簿の装てい式帳簿の収入金額記載の次の頁から2枚がハサミで切り取られていたが、装てい式の意味、会計の基本から見て、不適切である。

(3) 事業別効率性

事業別コストを計算し、限られた財政の中では住民の負担と受益の関係を表すことが有益である。そこで事業別効率性を検討する前提となる事項を明らかにしておきたい。

ア 財務の状況が適法性、正確性、網羅性が確保できているかどうかについて、明らかにしておく必要があること。

イ 効率性を検討するに当たり、一般的に定着した理論はなく、私見にわたる部分があること。

ウ また、事業別効率性を検討するに当たっては、歳入を企業会計で言う「収益」とは認識していないこと。企業会計では、「費用」に対して「収益」を認識することであることは当然であるとしても、地方自治体会計の目的は利益の計算ではなく、かかった行政コストの対価である「収益」に相当するものは「住民サービス」であって、資金の余剰を求めるものではない。

事業別コストに見合う収入金額はどうかと考えるのではなく、コストの財源は何かと考えることが、地方自治体の実態を表すことになるので、「収益」をコストに対応する財源として認識し、事業別コストから補助金・委託料を除いた収入を控除して計算した。

コストから控除する収入金・・・特定財源のうち「使用料」、「利用料収入」、「手数料」、「収益事業収入」、「雑入」及び「管理受託収入」

財源として認識するもの・・・特定財源のうち「国、府補助金」、「寄付金」、「特別会計繰入金」及び補助金収入・委託料収入、基本財産運用収入

したがって、行政コストをかけた対価である「住民サービス」をどう計数化するかが重要である。そこで事業別コストに応じた「事業効率」を計算してみることにした。事業効率を次の算式で導き出し、ここでは「住民参加効率」と言う。

$$\text{住民参加効率} = \frac{\text{当該年度住民参加人数（団体数）}}{\text{平成9年度住民参加人数（団体数）}} \times \frac{\text{平成9年度事業別コスト - 収入金}}{\text{当該年度事業別コスト - 収入金}} = \%$$

施設別  
 事業別

事業効率の計算 京都シティハーブマラソン

(単位:人/円)

項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
開催日 (天候)	10.3.8(晴)	11.3.14(晴)	12.3.12(曇)	13.3.11(曇)	14.3.10(晴)
参加者数 人	5,958	6,022	6,243	6,464	6,541
観客数 人	170,000	170,000	180,000	180,000	180,000

財源	繰越金	17,189,670	12,363,888	28,045,188	21,646,903	11,946,182
	補助金	145,900,000	146,500,000	146,500,000	136,300,000	126,300,000
	収入金(計) A	163,089,670	158,863,888	174,545,188	157,946,903	138,246,182
	協賛金収入	18,495,000	23,595,000	31,700,000	32,000,000	34,147,500
	出場料収入	20,767,500	20,934,000	21,761,500	22,522,000	22,795,500
	諸収入	649,816	610,994	487,977	805,735	1,477,175
	収入金(計) B	39,912,316	45,139,994	53,949,477	55,327,735	58,420,175
合計 A + B	203,001,986	204,003,882	228,494,665	213,274,638	196,666,357	
直接事業費	190,638,098	175,958,694	206,847,762	201,328,456	178,979,434	
事業別コスト						
合計	190,638,098	175,958,694	206,847,762	201,328,456	178,979,434	
事業別コスト-収入金 B	150,725,782	130,818,700	152,898,285	146,000,721	120,559,259	

類型:	住民参加効率 (%)	100	116	103	112	137
市民参加型	観客動員効率(1万円当たりの動員数) (人)	11	13	12	12	15

(注) 住民参加効率は、参加者数に招待選手及び他府県参加者を含み、平成9年度を100とした指数である。

$$\text{住民参加効率} = \frac{\text{当該年度住民参加人数(団体数)}}{\text{平成9年度住民参加人数(団体数)}} \times 100 = \frac{\text{平成9年度事業別コスト-収入金 B}}{\text{当該年度事業別コスト-収入金 B}} \times 100 = \%$$

(小数点以下四捨五入)

$$\text{観客動員効率} = \frac{\text{当該年度観客人数}}{\text{当該年度事業別コスト-収入金 B}} \times 10,000 =$$

1万円で何人動員できたか (人)

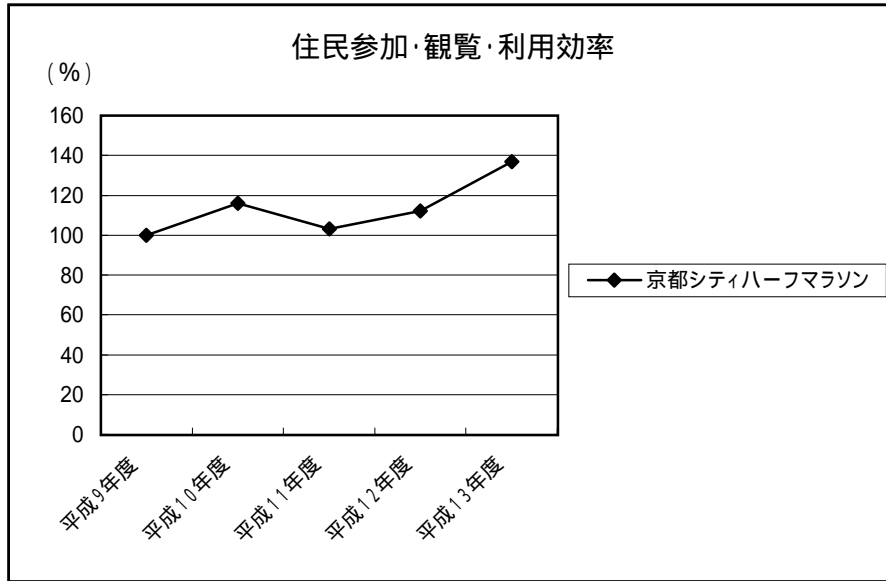
(小数点以下四捨五入)



## 事業効率の計算

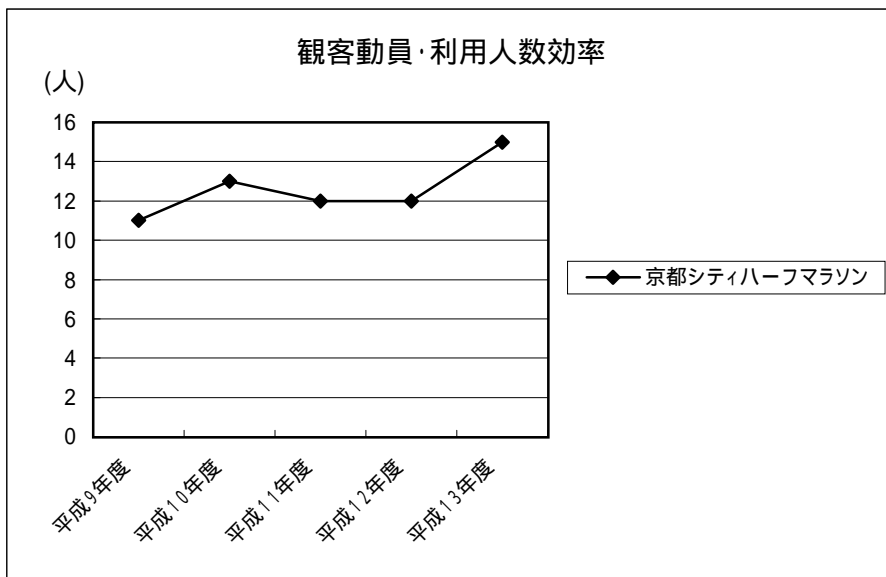
### 1 住民参加・観覧・利用効率 (平成9年度を100とした場合の%)

事業名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
京都シティハーフマラソン	100	116	103	112	137



### 2 観客動員・利用人数効率 (コスト1万円当たりの人数)

事業名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
京都シティハーフマラソン	11	13	12	12	15



## 事業効率の計算

### 1 参加効率性について

京都シティハーフマラソンは、国際性、競技性、市民性をもつ大会として、京都市のスポーツ振興に大きく位置付けられた事業である。マラソンは、交通事情、地理的条件など、環境によって大きくコストが変わるものであり、古都京都を走り抜ける魅力や、京都の個性が広く国民に親しまれていることを考え合せると、効率性を見る場合、数字で表せない困難性がある。

例えば、参加申込みが平成13年度は12,400人あったが、実際に参加できる人は6,541人であった。このことは交通事情等市民生活への影響を考え、僅か50%強しか要請に応えられなかったことになる。

したがって、参加者数の増加やコストの大小のみが効率を表すものではなく、最小の経費で最大の効果を見るのであれば、その双方を加味しなければならない。そこで、決算額からコストを見た過去5年間の参加効率を計算するとともに、近畿圏の他の大会と比較しながら効率性を検討した。

### 2 住民参加効率について

決算額からコストを見て京都シティハーフマラソンの参加効率を計算してみると、前表の「事業効率の計算」及びグラフのとおりである。

参加の申し込みは前述のとおり増加しても、参加者を増加させることができない。財政の関連にもよるが事業費を縮小しているので、費用対効果の視点からは、参加効率は上昇していると言える。

今後も近時の自治体の財政から見て、より一層のコストの節減が望まれるところである。

(4) 近畿圏におけるハーフマラソンとの比較について

マラソン大会データによれば、「大阪シティハーフマラソン」、「高槻シティ国際ハーフマラソン」、「あいの土山マラソン」、「三田国際マスターズマラソン」、「吉野川ハーフマラソン」がハーフマラソンとして行われている。「あいの土山マラソン」はハーフマラソンにフルマラソンが混合されているが含めて比較した。

平成9年度を100とした場合、以後の平成10年度から13年度までの指数がどう変化するかを「参加効率」を計算してみることにより、スポーツ振興事業が、効果をあげているかどうか判断できる。

$$\text{参加効率} = \frac{\text{当該年度参加者数}}{\text{平成9年度参加者数}} \times \frac{\text{平成9年度事業費予算額}}{\text{当該年度事業費予算額}} \times 100 = \%$$

この式によれば、最も効率が高くなるのは、平成9年度と比較して参加者数が増加し、かつ事業費予算額が減少することである。

また、事業費予算が増加しても、それに見合う参加者数が増加する場合や、参加者数が減少しても、それに見合う事業費が節減できれば、効率性のあがることを表すことになる。

次表の「ハーフマラソン参加効率対比表」及び「参加効率グラフ」に示すように、京都シティハーフマラソンが効率よく改善されているかどうかを見ることができる。

特徴的に次のことが言える。

京都シティハーフマラソンのコストが大阪シティハーフマラソンとともに格段に高いこと

平成13年度の参加者1人当たりのコスト

126,300千円 ÷ 6,541人 19,308円

大阪シティハーフマラソンの参加者1人当たりのコスト

199,450千円 ÷ 3,223人 61,883円

吉野川ハーフマラソンの参加者1人当たりのコスト

9,000千円 ÷ 2,224人 4,046円

都市と地方の地域性、交通事情等によると思われるが、さらなるコスト削減が望まれる。

京都シティハーフマラソンの効率の上昇が見られること

参加者の減少傾向のなかで、唯一伸び続けているのは、京都市だけであること。

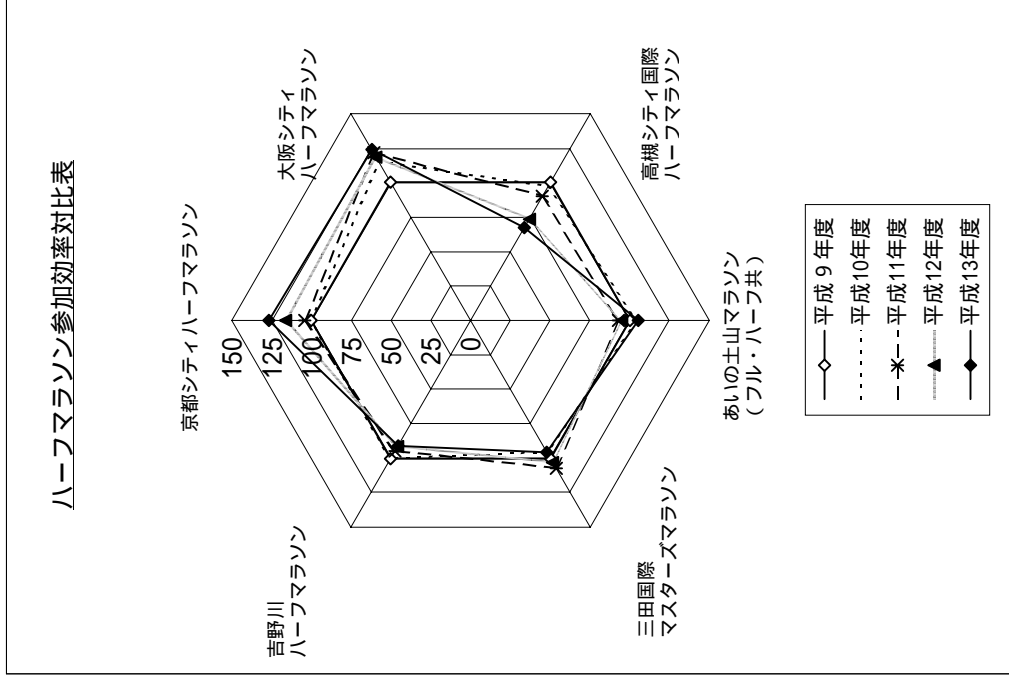
ハーフマラソン参加効対比表 (単位:千円)

大会名	区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
京都シティハーフマラソン	参加者数	5,958人	6,022人	6,243人	6,464人	6,541人
	事業費予算額	145,900	146,500	146,500	136,300	126,300
	参加効対率	100%	101%	104%	116%	127%
大阪シティハーフマラソン	参加者数	3,238人	3,149人	3,290人	3,107人	3,223人
	事業費予算額	247,800	209,320	207,050	200,330	199,450
	参加効対率	100%	115%	122%	119%	124%
高槻シティ国際ハーフマラソン	参加者数	5,453人	5,504人	5,401人	4,849人	3,959人
	事業費予算額	25,000	26,000	27,500	30,200	26,900
	参加効対率	100%	97%	90%	74%	67%
あいの土山マラソン	参加者数	3,042人	3,045人	2,834人	3,251人	3,209人
	事業費予算額	27,886	26,693	28,018	31,396	27,886
	参加効対率	100%	105%	93%	95%	105%
三田国際マースマラソン	参加者数	3,847人	3,825人	4,034人	3,861人	3,414人
	事業費予算額	30,990	32,134	30,259	30,242	28,789
	参加効対率	100%	96%	107%	103%	96%
吉野川ハーフマラソン	参加者数	2,724人	2,730人	2,586人	2,364人	2,224人
	事業費予算額	10,000	10,000	10,000	9,500	9,000
	参加効対率	100%	100%	95%	91%	91%

(注) 参加効対率は、参加者数及び事業費予算額の平成9年度分を100とした指数である。

$$\text{参加効対率} = \frac{\text{当該年度参加者数}}{\text{平成9年度参加者数}} \times \frac{\text{平成9年度事業費予算額}}{\text{当該年度事業費予算額}} \times 100 = \%$$

(小数点以下四捨五入)



<改善を要する事項>

- 1 競技運営業務を委託している業者からの報告書の内容、証憑書類を検討すると、領収日のないものや領収印がないもので業者の担当者が記名しているものなど、領収書等の不備が認められるので、業者に対し適切な経理処理をするよう指示されたい。
- 2 会計帳簿の整理・保存状況については、切取られている頁があるが適切ではないので、経理担当者に周知されたい。

<監査意見>

- 1 京都市は、各実行委員会に対し、事業助成金を交付している。当然のことながら、支出科目は、いずれも、「負担金補助及び交付金」であるが、具体的交付に際しては、事業実態に応じて、「負担金」、「補助金」、「交付金」の3つに区分される。

京都市においては、京都市と共催している実行委員会に対しては、相互の分担金の有無に関係なく画一的に「負担金」、京都市が主催者となっていない実行委員会に対しては、「補助金」としている。

この区分に従い、京都シティハーフマラソン実行委員会に対する助成金は、「負担金」としている。

京都シティハーフマラソン実行委員会は、本大会の共催者でも、主催者でもなく、京都市とは、別個の組織団体ではあるが、大会主催者の下にあって、当大会の運営を担当しているのである。したがって、主催者の側からは、事務処理の報酬として支出するのが妥当であり「交付金」とすべきである。

- 2 京都シティハーフマラソンの事業コストについては、平成9年度を基点として見る限り、参加者数の増加に対する努力が認められ、効率よく運営されていると考えられる。

しかしながら、都市部でのコスト抑制の困難性という地理的条件等があるとしても、参加者数に対する事業コストが高いと思われるので、競技運営委託に関し、できる限り競争の原理を採り入れた契約につとめるよう配慮しながら、さらにコスト削減に向け取組まれたい。

「交付金は、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報酬として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、もっぱら報酬として一方的に交付される点において異なるものである。」

(参照：地方公共団体歳入支出科目解説・月刊「地方財務」編集局編)

(参考) 平成14年度 マラソン大会主催者一覧表

マラソン大会名	主 催	共 催	後 援	主 管
京 都 シ テ ィ ハーフマラソン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市</li> <li>・京都陸上競技協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市体育振興会連合会</li> <li>・もっと元気に・京都市民会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際マラソンロードレース協会</li> <li>京都府</li> <li>京都市教育委員会</li> <li>(財)京都市体育協会</li> <li>京都新聞社他</li> </ul>	(企画・運営) 京都シティ ハーフマラソン 実行委員会
大 阪 シ テ ィ ハーフマラソン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市</li> <li>・(財)大阪市体育協会</li> <li>・大阪陸上競技協会</li> <li>・すきやねん大阪市民運動推進委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読売新聞大阪本社</li> <li>・読売テレビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市教育委員会・大阪市体育厚生協会・大阪市体育指導委員協議会・(財)大阪市スポーツ振興協会・(財)大阪21世紀協会・(財)日本障害者スポーツ協会・(社福)大阪市障害更生文化協会ほか3団体</li> </ul>	2003年大阪シティハーフマラソン実行委員会
妙 見 山 岳 マ ラ ソ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊能地域生涯スポーツ推進協議会</li> <li>・豊能町妙見山岳マラソン大会実行委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>豊能町</li> <li>豊能町教育委員会</li> <li>豊能地区各教育委員会</li> <li>川西市教育委員会</li> <li>能勢妙見山観光協会</li> <li>豊能町商工会</li> <li>豊能町観光協会</li> </ul>	豊 能 町 陸 協
福 知 山 マ ラ ソ ン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福知山市</li> <li>・福知山市教育委員会</li> <li>・京都陸協</li> <li>・福知山市陸協</li> <li>・(財)福知山体育協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大江町</li> <li>・大江町教育委員会</li> <li>・大江町体育協会</li> </ul>		福知山マラソン 実行委員会
京 都 丹 波 高 原 ロ ー ド レ ー ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都陸協</li> <li>・京都新聞社</li> <li>・(財)京都府公園公社</li> <li>・丹波町</li> <li>・瑞穂町</li> <li>・和知町</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府</li> <li>京都府教育委員会</li> <li>丹波町教育委員会</li> <li>瑞穂町教育委員会</li> <li>和知町教育委員会</li> <li>NHK 京都・KBS 京都・エフエム京都</li> </ul>	

## 2 「五大都市体育大会」事業

五大都市体育大会は、事業経費の削減に努め今日に至っている。平成10年度第49回京都大会においては、開会式の簡素化（登壇者・来賓・出席者の減、アトラクションの廃止）を図り、平成12年度第51回神戸大会にあつては、大会運営の見直し、選手から参加料1人3,000円の徴収、競技日程を二泊三日から一泊二日へ短縮し、ユニフォーム経費を見直すなど事業経費の削減を行っている。

### (1) 大会内容（平成13年度第52回大会）

ア 名称 第52回五大都市体育大会

イ 主催 名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、横浜市  
五大都市体育振興協議会  
五大都市教育委員会  
五大都市体育協会

ウ 開催地 横浜市

エ 期 日 平成13年7月7日（土）～8日（日）

### オ 実施種目

陸上競技（男女）、ソフトテニス（男女）、バレーボール（男女）、サッカー（男）、柔道（男女）、バドミントン（男女）、弓道（男女）、テニス（男女）、なぎなた（女）、ウェイトリフティング（男）、水泳競技（男女）、卓球（男女）、バスケットボール（男女）、軟式野球（男）、剣道（男女）、相撲（男）、ソフトボール（女）、ハンドボール（女）、ボウリング（男女）、空手道（男女）

### カ 参加選手資格

当該市に平成13年4月1日以降引き続き在住または在勤する者。

財団法人 日本体育協会加盟競技団体の認めるアマチュア競技者であること。

各項目のうち青年、成年、壮年及び一般の参加区分のあるものについては、共通して次の規定によるものとする。

青年の部（相撲）

年齢25歳未満の者とし、大学（4年制・2年制）を卒業した者を除く。

成年の部（ソフトテニス）

年齢35歳以上の者とする。

壮年の部（テニス）

年齢45歳以上の者とする。

#### 一般の部

上記三つの部にエントリーした者以外は、一般の部に参加できる。  
年齢区分のある種目に参加する者の年齢は、平成13年4月1日現在  
で算定する。

本大会の公式競技の参加対象は、社会人とし、学生・生徒（夜間の学  
生・生徒を含む。）の参加は認めない。

キ 京都市選手団員数 約400名

#### (2) 事業受託団体

京都市は、五大都市体育大会出場選手の選手母体となる競技団体がいづれ  
も、体育協会の統括しているところであり、大会運営及び強化練習を円滑  
に、かつ効果的に行うため、体育協会に、次の事項を委託している。

ア 第52回大会の実施にかかる物品の調達その他、運営に関すること。

イ 第52回大会の大会出場選手及び役員の派遣、本部員の編成に関する  
こと。

ウ 第52回大会の京都市選手団結団式の企画及び運営に関すること。

エ 第52回大会の強化練習日の設定及び会場の確保に関すること。

オ 第52回大会の強化練習の運営に関すること。

カ 第53回大会の開催準備に係る他都市との事務的な連絡調整に関する  
こと。

### 3 「体育振興会運営」事業

体育振興会は京都市の市民スポーツ団体として、50年の歴史をもつ地域  
のスポーツ振興に貢献してきた組織である。

市内の220の元学区ごとに体育振興会(以下「学区体振」という。)があ  
り、各行政区に区体育振興会連合会(以下「区体振連合会」という。)が組織  
されている。

市全体としては、11の区体振連合会をもって、京都市体育振興会連合会  
(以下「市体振連合会」という。)が組織され、それぞれ区レベル、市レベル  
でスポーツ大会を開催し、市民が多数参加している。

スポーツ振興事業の一つとして、その内容と計数を中心に有効性、明確性、  
網羅性及び正確性の観点から検討した。

#### (1) 組織について

市体振連合会は、京都市体育振興会規約第2条に「本会は、各区体育振興  
会連合会相互をもって組織する。」と定めている。



したがって、市における「スポーツ振興費」は、市体振連合会と区体振連合会へ区分して、支出決定されている。

また事業としては、各区体振連合会相互の連絡を図り、その発展に寄与することを目的として、スポーツ・レクリエーション大会の開催、講演会、研究会等を開催することになっている。

会計としては、経費は分担金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てることとし、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる会計年度となっている。

検討するに当たっては、市体振連合会と区体振連合会は、規約に定める組織のあり方からみて、相互に関連して検討することが実態に合うので順次検討することにする。

なお、各区体振連合会の事務は、各区役所の地域振興課で取りまとめられている。

## (2) 財政の実態について

市体振連合会及び区体振連合会へ市が支出した「補助金」及び「委託料」の、年度ごとの決算額は、「体育振興会が収入した補助金一覧表」及び「体育振興会が収入した委託料一覧表」の各表（55頁）に表わしたとおりである。

補助金については、平成12年度から平成13年度にかけて増額されている。各区体振連合会の申請に伴う予算書を見る限りでは、市民のボランティア組織であるため、不慣れということも考えられるが、増額を申請しているにもかかわらず、増額理由となるべき支出予定額の内容が具体性に欠ける予算書の提出が目立った。平成13年度の予算書では、山科区と北区を除き、これらの補助金に係る支出が事務諸費、予備費、雑費、渉外費並びに積立金など、用途が明確でない科目で表示されている。体育振興会は、地域スポーツ振興の中核となっている組織であるから、今後その活動の充実強化を図るためにも、補助金を交付するとともに、その経理手続についても市からの指導が必要である。

また、交付する運営補助金の82.29%が、各区体振連合会に均等に分ち、各区の学区体振の数、人口によって分けられている割合は、わずか17.71%である。

委託料については、毎年度同額であり、この表を見る限りにおいては、事業内容が毎年度慣例化していることがうかがえる。

また、委託料を委託事項の種類ごとに、次表のと通りの配分基準で区体振連合会に対し配分されている。

## 委託料配分状況

(単位：円)

委託先	委託内容	総額	配分基準
市体振連合会	夏季スポーツ振興対策事業	1,100,000	各区均等
各区体振連合会	日曜スポーツ振興対策事業	11,826,000	人口配分
各区体振連合会	校庭開放活用事業	5,280,000	1学区体振 24,000
各区体振連合会	ニュースポーツ普及振興事業	5,700,000	均等 100,000 及び 1学区体振 20,000

委託料の算定状況の特徴は、予算全額を決めた上で各区体振連合会に配分されていることである。その上で各区体振連合会は、学区体振に対し、下京区及び南区の2つの区体振連合会を除き、委託内容が主として各学区で実施されるべき内容であることもあり、概ね受取った委託料がそのまま学区体振に委託料として支出されている。

## (3) 委託料の内容の説明

委託料の内容について、支出決定書によれば次のように記載されている。

## 夏季スポーツ振興対策事業

夏季スポーツ振興対策事業は、夏季における市民スポーツの場として、学校プールを開放し、各行政区で水泳教室等を実施し、指導者の指導に基づく正しい泳法と有効適切なプール運営方法等を習得することを目的として、別紙1「夏季スポーツ振興対策事業実施要項」、「夏季スポーツ振興対策事業としての水泳教室等開催に伴う実施細目」のとおり実施する。

## 日曜スポーツ振興対策事業

市民が日曜や祝日を利用してスポーツやレクリエーションに親しむことを奨励するため、各種体育事業を実施する。

本事業は、11行政区の各区体育振興会連合会に委託し、実施する。

## 校庭開放活用事業

市民が健康で明るい生活を築いていくため、住居の近くで気軽にスポーツを行えるよう学校施設を利用し、体育行事を実施する。

本事業は、11行政区の各区体育振興会連合会に委託し、実施する。

## ニュースポーツ普及振興事業

生涯スポーツを推進し、市民がますます元気になるよう、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に受け入れられるニュースポーツの普及振興事業を実施する。

本事業は、京都市体育振興会連合会及び11行政区の各区体育振興会連合会に委託し実施する。

体育振興会が収入した補助金一覧表

(単位:円)

根拠法令等支出理由	年度	交付先:体育振興会連合会名												合計
		市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
市民スポーツの振興に	11年度	1,150,000	1,333,500	1,290,350	1,429,600	1,330,950	1,225,050	1,313,150	1,307,500	1,291,750	1,411,450	1,348,350	1,568,350	16,000,000
意義があると認めため	12年度	1,150,000	1,333,500	1,290,350	1,429,600	1,330,950	1,225,050	1,313,150	1,307,500	1,291,750	1,411,450	1,348,350	1,568,350	16,000,000
	13年度	1,150,000	1,727,800	1,669,650	1,857,300	1,724,350	1,581,550	1,700,350	1,692,700	1,671,450	1,832,850	1,747,750	2,044,250	20,400,000
	13年増加額	0	394,300	379,300	427,700	393,400	356,500	387,200	385,200	379,700	421,400	399,400	475,900	4,400,000

体育振興会が収入した委託料一覧表

(単位:千円)

委託内容	年度	委託先:体育振興会連合会名												合計
		市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	
夏季スポーツ振興対策事業	11年度	1,100												1,100
	12年度	1,100												1,100
	13年度	1,100												1,100
日曜スポーツ振興対策事業	11年度		975	905	1,494	1,197	586	726	1,140	801	1,146	933	1,923	11,826
	12年度		975	905	1,494	1,197	586	726	1,140	801	1,146	933	1,923	11,826
	13年度		975	905	1,494	1,197	586	726	1,140	801	1,146	933	1,923	11,826
校庭開放活用事業	11年度		432	408	672	552	264	312	528	360	504	408	840	5,280
	12年度		432	408	672	552	264	312	528	360	504	408	840	5,280
	13年度		432	408	672	552	264	312	528	360	504	408	840	5,280
市民スポーツフェスティバル	11年度	1,788												1,788
	12年度	1,788												1,788
	13年度	1,788												1,788
ニュースポーツ普及振興	11年度	200	280	270	380	330	210	230	320	250	310	270	450	3,500
	12年度	200	460	440	660	560	320	360	540	400	520	440	800	5,700
	13年度	200	460	440	660	560	320	360	540	400	520	440	800	5,700

(4) 京都市への報告状況について

各委託事業が実施された場合、夏季スポーツ振興対策事業については市体振連合会が、校庭開放活用事業、日曜スポーツ振興対策事業、ニュースポーツ普及振興事業の各事業については区体振連合会が、京都市長に対し、それぞれ事業終了後速やかに報告書を提出することになっている。

(5) 各区体振連合会の決算報告の状況について

各区体振連合会が発表した決算書を見ると、「各区体振連合会の収支決算書比較」に示すとおり、会計単位の認識に統一性がなく、一般会計のもの、補助金・委託料を一般会計と特別会計に区分しているもの、特別積立基金を特別会計としているものなどに分けられる。

また、会計年度の表示のないものや、監査結果の表示のないものも見受けられた。会計に関する報告書は、各区体振連合会活動を比較検討するためにも、たとえ外部に公表する報告書でないとしても、市において、様式の統一をするよう市・区体振連合会と協議すべきである。

各区体育振興会連合会の収支決算書比較

各区体育振興 会連合会名	会計単位		会計年度 の表示	監査結果 の表示	委託料の収 入・支出の経理
	一般会計	特別会計名			
北区体育振興 会連合会	有	無	無	有	収支いずれ も委託料
上京区体育振 興会連合会	有	特別積立基金会計	有	無	収支いずれ も委託料
左京区体育振 興会連合会	有	無	無	有	収支いずれ も委託料
中京区体育振 興会連合会	有	無	無	有	収支いずれ も委託料
東山区体育振 興会連合会	有	無	無	無	収支いずれ も委託料
山科区体育振 興会連合会	有	無	無	無	収支いずれ も委託料
下京区体育振 興会連合会	有	特別積立基金会計 備品積立金会計	有	無	費目に 分類
南区体育振興 会連合会	補助金会計	委託料会計	無	有	費目に 分類
右京区体育振 興会連合会	有	無	無	無	収支いずれ も委託料
西京区体育振 興会連合会	有	無	無	有	収支いずれ も委託料
伏見区体育振 興会連合会	有	無	無	有	収支いずれ も委託料

(6) 委託料の支出について

各区体振連合会が収入として受入れた市委託料と各区体振連合会が支出した委託料をまとめてみると、「各区体振連合会委託料収支一覧表」のとおりである。これを見ると殆どが委託料で収入したものを委託料で支出している。また、下京区及び南区については、委託料として支出することなく、費目を分け支出しているが事業報告書に記載している。

「委託料」で収入したものを「委託料」で支出することは、会計原則の考え方からすれば、収入された委託料が単に会計を通過して他に費消したよう

にも見えるので、委託の目的どおりに執行されたかどうか明らかにするため、区体振連合会に委託された事業を学区体振にさらに委託する場合には、区体振連合会は、学区体振に当該事業の収支を明らかにした事業報告書の提出を求めることが望まれる。

また、スポーツ振興費の委託料の支出決定書と各区体振連合会の委託料収入を突合したところ、次のような差異が見られた。

各区体振連合会の決算書の収入に記載されていない委託料 (単位：円)

区体振連合会	日曜スポーツ委託料	校庭開放活用事業委託料	老人スポーツ委託料	夏季スポーツ振興対策事業委託料	ニュースポーツ委託料
中京区体振連合会				100,000	
山科区体振連合会				100,000	
下京区体振連合会	1,140,000	528,000	100,000	100,000	540,000
南区体振連合会			100,000	100,000	400,000

上記の表のうち夏季スポーツ振興対策事業については、各区とも「夏季スポーツ振興対策事業報告書」に実施学校名別に実施日、参加人数のほか、夏季スポーツ振興対策事業に係る収支計算書の記載が含まれていた。

老人スポーツ普及事業については、下京区及び南区において事業報告書により、事業実績、収支計算の報告がされていた。他の収入金額についても同様と考えられる。つまり、事業報告で決算報告に代えていると思われ、市民ボランティア組織でやむをえないこともあるが、やはり正しい会計手続がとられるよう指導されることが必要である。

平成13年度各区体振連合会の委託料収支一覧表

(単位:円)

区体振連合会名	収入の部 (委託料)					支出の部 (委託料)					地域 体振 負担金	
	日曜	校庭開放	老人	夏季スポーツ	ニュースポーツ	日曜	校庭開放	老人	夏季スポーツ	ニュースポーツ		合計
	スポーツ	活用事業	スポーツ	振興事業	普及事業	スポーツ	活用事業	スポーツ	振興事業	普及事業		
北区体振連合会	975,000	432,000	370,000	100,000	460,000	975,000	432,000	370,000	100,000	360,000	2,237,000	545,000
上京区体振連合会	905,000	408,000	100,000	100,000	440,000	905,000	408,000	0	100,000	440,000	1,853,000	510,000
左京区体振連合会	1,494,000	672,000	100,000	100,000	660,000	1,494,000	672,000	98,000	100,000	660,000	3,024,000	420,000
中京区体振連合会	1,197,000	552,000	100,000	100,000	560,000	1,197,000	552,000	100,000		460,000	2,309,000	805,000
東山区体振連合会	586,000	264,000	100,000	100,000	320,000	586,000	264,000	110,000	110,000	220,000	1,290,000	330,000
山科区体振連合会	726,000	312,000	100,000	100,000	360,000	726,000	312,000	50,000		260,000	1,348,000	260,000
下京区体振連合会	1,140,000	528,000	100,000	100,000	540,000							660,000
南区体振連合会	801,000	360,000	100,000	100,000	400,000							0
右京区体振連合会	1,146,000	504,000	100,000	100,000	520,000	1,146,000	504,500	103,779	100,000	525,000	2,379,279	595,000
西京区体振連合会	933,000	408,000	100,000	100,000	440,000	933,000	408,000	100,000	100,000	340,000	1,881,000	0
伏見区体振連合会	1,923,000	840,000	100,000	100,000	800,000	1,923,000	840,000	99,995	50,000	710,204	3,623,199	595,000
合計	11,826,000	5,280,000	1,370,000	1,100,000	5,500,000	9,885,000	4,392,500	1,031,774	660,000	3,975,204	19,944,478	4,720,000

市体振連合会				200,000
市民スポーツ振興室 支出決定書金額	11,826,000	5,280,000	*	1,100,000
				5,700,000

(注) 1 入金があると思われる分

2 南区の支出は、費目に分けられている分

3 出金があると思われる分

4 スポーツ振興課の委託でない分

5 北区体振連合会老人スポーツ370,000円に助成金270,000円が含まれている。

\*

平成12年度各区体振連合会の委託料収支一覧表

(単位:円)

区体振連合会名	収入の部 (委託料)					支出の部 (委託料)					地域振 体振 負担金		
	日曜 スポーツ	校庭開放 活用事業	老人 スポーツ	夏季スポーツ 振興事業	ニュースポーツ 普及事業	合計	日曜 スポーツ	校庭開放 活用事業	老人 スポーツ	夏季スポーツ 振興事業		ニュースポーツ 普及事業	合計
北区体振連合会	975,000	432,000	370,000	100,000	460,000	2,337,000	975,000	432,000	370,000	100,000	360,000	2,237,000	545,000
上京区体振連合会	905,000	408,000	100,000	100,000	440,000	1,953,000	905,000	408,000	0	100,000	440,000	1,853,000	510,000
左京区体振連合会	1,494,000	672,000	100,000	100,000	660,000	3,026,000	1,494,000	672,000	98,000	100,000	660,000	3,024,000	420,000
中京区体振連合会	1,197,000	552,000	100,000	100,000	560,000	2,509,000	1,197,000	552,000	100,000		460,000	2,309,000	805,000
東山区体振連合会	586,000	264,000	100,000	100,000	320,000	1,370,000	586,000	264,000	110,000	110,000	220,000	1,290,000	330,000
山科区体振連合会	726,000	312,000	100,000	100,000	360,000	1,598,000	726,000	312,000	50,000		260,000	1,348,000	260,000
下京区体振連合会	1,140,000	528,000	100,000	100,000	540,000	2,408,000							660,000
南区体振連合会	801,000	360,000	100,000	100,000	400,000	1,761,000							0
右京区体振連合会	1,146,000	504,000	100,000	100,000	520,000	2,370,000	1,146,000	504,000	100,000	100,000	520,000	2,370,000	595,000
西京区体振連合会	933,000	408,000	100,000	100,000	440,000	1,981,000	933,000	408,000	100,000	100,000	440,000	1,981,000	0
伏見区体振連合会	1,923,000	840,000	100,000	100,000	800,000	3,763,000	1,923,000	840,000	99,995	50,000	710,814	3,623,809	595,000
合計	11,826,000	5,280,000	1,370,000	1,100,000	5,500,000	25,076,000	9,885,000	4,392,000	1,027,995	660,000	4,070,814	20,035,809	4,720,000



(7) 資金の留保について

各区体振連合会においては、体育振興会創立50周年の記念すべき年度を目前に控え、その必要性から資金が留保されている実態がうかがわれる。体振活動が発展してきた経過を考え合せると、その必要性も理解できるものの、予算制度をもつ組織のあり方、近時の京都市財政の実情を踏まえると、積立金の目的を明瞭にするとともに、区体振連合会の均衡に配慮するなど資金留保のあり方についての見直しが必要である。

各区体振連合会の単年度の収入金額に占める補助金・委託料の金額を集計し、その比率を算出すると、「平成12・13年度収入金額に占める補助金・委託料の比率表」に示すとおりである。総収入金額に占める補助金・委託料の比率は、平成12年度は84.97%であり、平成13年度は87.89%である。

学区体振から1体振当たり15,000～30,000円の「地域体振負担金」として、区体振連合会へ収入されているのは、学区体振から上部団体に対する経費の負担額と思われるが、これも資金留保の原資になっていると考えられる。

また、区体振連合会によって「資金残高一覧表」に示すように、平成13年度において13,246,810円の資金を保有し、決算書表示の単年度収入金額の27.55%の資金を繰越しているが、多額の繰越は本来抑制しなければならない。

平成12・13年度収入金額に占める補助金・委託料の比率表

(単位:円)

区振連合会名	平成12年度決算額			平成13年度決算額			備考
	補助金・委託料収入	その他の収入	収入合計	補助金・委託料収入	その他の収入	収入合計	
北区振連合会	3,670,500	1,205,996	4,876,496	4,064,800	662,871	4,727,671	補助金・委託料の占める割合 85.97%
上京区体振連合会	3,243,350	510,426	3,753,776	3,622,650	511,054	4,133,704	87.63%
左京区体振連合会	4,455,600	860,241	5,315,841	4,883,300	723,768	5,607,068	87.09%
中京区体振連合会	3,839,950	805,727	4,645,677	4,233,350	805,264	5,038,614	84.01%
東山区体振連合会	2,595,050	447,479	3,042,529	2,951,550	364,734	3,316,284	89.00%
山科区体振連合会	2,911,150	261,165	3,172,315	3,298,350	260,408	3,558,758	92.68%
下京区体振連合会	3,765,500	694,005	4,459,505	4,350,700	693,361	5,044,061	86.25%
南区体振連合会	3,052,750	206,865	3,259,615	3,432,450	150,358	3,582,808	95.80%
右京区体振連合会	3,781,450	932,453	4,713,903	4,202,850	826,915	5,029,765	83.55%
西京区体振連合会	3,329,350	340,636	3,669,986	3,728,750	360,130	4,088,880	91.19%
伏見区体振連合会	5,331,350	1,055,004	6,386,354	5,807,250	1,047,122	6,854,372	84.72%
合計	39,976,000	7,319,997	47,295,997	44,576,000	6,405,985	50,981,985	87.43%

(注) 1 中京区、山科区、下京区、南区の決算書に計上されていない委託料は、計上されたものとみなして計算した。

2 学区体振からの負担金の収入金額は、その他の収入に算入した。

資金残高一覧表

(単位:円)

区体振連台会名	13年度収入 決算額 (繰越金除く)	平成12年度				平成13年度				平成13年度 増加額
		収支決算書 残高	特別積立 基金	備品積立金	合計	収支決算書 残高	特別積立 基金	備品積立金	合計	
北区体振連台会	4,727,671	608,573			608,573	1,198,241			1,198,241	589,668
上京区体振連台会	4,133,704	1,180,120	703,029		1,883,149	1,429,460	803,703		2,233,163	350,014
左京区体振連台会	5,607,068	845,666			845,666	1,448,860			1,448,860	603,194
中京区体振連台会	4,938,614	480,597			480,597	953,315			953,315	472,718
東山区体振連台会	3,316,284	591,845			591,845	621,881			621,881	30,036
山科区体振連台会	3,458,758	1,026,127			1,026,127	1,128,658			1,128,658	102,531
下京区体振連台会	2,936,061	850,255		321,740	1,171,995	982,234	300,000	345,093	1,627,327	455,332
南区体振連台会	2,982,808	218,355			218,355	768,032			768,032	549,677
右京区体振連台会	5,029,765	1,094,764			1,094,764	1,415,995			1,415,995	321,231
西京区体振連台会	4,088,880	227,803			227,803	142,715			142,715	-85,088
伏見区体振連台会	6,854,372	1,409,340			1,409,340	1,708,623			1,708,623	299,283
合計	48,073,985	8,533,445	703,029	321,740	9,558,214	11,798,014	1,103,703	345,093	13,246,810	3,688,596

(注) 13年度収入決算額は、決算書に表示された金額である。

(8) 優勝旗等更新事業について

スポーツ振興費で支出した「区へ令達された優勝旗等更新事業」の経費(報償費)が、令達理由のとおり支出されていることを検証するために、市に説明を求め、提出された資料に基づき、平成13年度に各区において購入され、各区体振連合会へ渡された当該物品の「名称・数量・金額」を確認したところ、各区それぞれ適正に処理されていた。

また、経費の執行状況を調べて見ると次のとおりである。

平成13年度 優勝旗等更新事業令達執行状況 (単位:円)

区役所名 (地域振興課)	予算現額	決算額(物件等調達決定書兼契約決定通知書)	令達未執行額
北 区	300,000	300,000	0
上京区	300,000	299,985	15
左京区	300,000	207,900	92,100
中京区	300,000	299,984	16
東山区	300,000	299,808	192
山科区	300,000	300,000	0
下京区	300,000	296,100	3,900
南 区	300,000	300,000	0
右京区	300,000	300,000	0
西京区	300,000	299,880	120
伏見区	300,000	299,880	120
合 計	3,300,000	3,203,537	96,463

なお、平成12年度には、見積合わせの減として、26,027円の未執行残がある。いずれも決算額と一致している。

優勝旗等を1区体振連合会当たり年間300,000円とし、3年間で900,000円の予算を予定されていることが支出決定書からうかがえる。支出決定書の欄外には「\*本事業は平成12年~14年度までのもの」と記されており、確認したところ同様の説明であった。

このような趣旨によれば、平成12年度から平成14年度までの全体の計画がないと成立たないのであるが、「各区令達執行計画書別添のとおり」として、それぞれの区体振連合会の優勝旗、トロフィー、カップ等の見積書があり、区によっては優勝旗12、トロフィー6、記念楯9として合計額のみ300,000円といった、概算と思われる記述も散見された。

また、平成12・13年度の関係書類には、3年間の計画書が添付されていなかったため説明を求めたところ次のとおりである。

優勝旗等は、各区において開催されている大会等がさまざまであることから、予算措置の段階においては、それをどのように更新するかは考慮せず、3年間という複数年の中で、順次更新を行い、地域スポーツ活動の奨励を図ることとした。また、一般的な優勝旗であれば、20万円から30万円程度、優勝カップであれば、1万円から5万円程度と、ものによりかなりの差が存在するため、区に令達を行い、区の状況により執行をしているとの回答であった。

ところで、区によって学区体振の数は大きな違いがあり、また行っている体育行事にもかなりの違いがあることを考え合わせると、一律300,000円という予算を執行する方法が、果たして適正であるかどうか疑問に残るところである。今後、必要度に応じて順次優先順位を定めて執行することが望まれる。

#### <改善を要する事項>

- 1 各区体振連合会の決算書について、委託料の用途を明確にするため、委託料の支出については、単なる「委託料」科目ではなく、委託の目的に沿った支出であることを明確に表示する科目を設定する必要がある。

また、区体振連合会によっては、委託料の収入・支出がともに決算書から脱漏している事例もあり、収入に計上しないことは、当然支出が曖昧になることである。したがって、決算書に収入・支出を記載することが必要である。委託料・補助金の交付に際して、適切な会計処理がなされるよう、市において、市・区体振連合会に指導されたい。

- 2 各区体振連合会の決算書の様式、会計単位(特別会計の設置)、会計年度(自 年 月 日至 年 月 日)について統一的に記載されることが望ましいので、市は、市・区体振連合会とすみやかに協議されたい。

## 委託先出資団体の行うスポーツの振興事業について

### 1 助成事業について

#### (1) 加盟団体に対する助成

財団法人京都市体育協会寄付行為第8章に加盟団体に関する規定があり、加盟団体に対して助成金が支出されている。平成13年度においては、京都陸上競技協会等30団体に1団体当たり60,000円、合計1,800,000円が執行され、平成12年度については、29団体に1団体当たり60,000円、合計1,740,000円が支出執行されている。

この助成金は昭和59年以来、長期にわたり年額60,000円に変更されていない。また、加盟団体から体育協会に会費として年額30,000円が納入されているので、会費を徴収するための助成金とも見える。

#### (2) スポーツ少年団に対する助成

平成12年度まで、スポーツ少年団に対する助成は、840,000円が執行されていた。

#### (3) 市民参加スポーツ競技大会に対する助成

「市民しんぶん」で公募した16団体に対し、平成12年度に2,280,000円、平成13年度でも同じく2,280,000円が支出されている。

助成金の内訳

(単位：円)

項目	12年度	13年度
京都府総合体育大会	280,000	140,000
五大都市体育大会	2,754,000	2,627,380
市民参加スポーツ競技大会	2,280,000	2,280,000
加盟団体助成	1,740,000	1,800,000
ねんりんピック	1,700,000	1,600,000
スポーツ少年団	840,000	0
合計	9,594,000	8,447,380

なお、平成14年度において、京都市社会人総合体育大会と、市民参加スポーツ競技大会が廃止され、統合して京都市民総合体育大会が新設され、大会に対する助成金の基準が示された。予算は総額2,180,000円とし、1競技最低40,000円、最高100,000円である。助成基準が示されたことは、改善が進んでいると言える。

## 2 嘱託職員について

### (1) 嘱託職員に対する規定

体育協会の「職員就業規程」によれば、職員を一般職員、嘱託職員、臨時職員、委嘱職員に区分するとともに、第36条において、嘱託職員及び臨時職員の報酬の額等は、会長が決定することになっている。

また、「組織及び事務処理規程」第5条において、主管事務の専決を規定し、別表（第5条関係）において、嘱託職員の任用、給与、勤務条件等は専務理事の専決事項とし、1件100万円以下の物件、労力その他の調達契約に関することは、事務局長の専決事項としている。

### (2) 施設管理職員の主任の発令に伴う業務手当について

平成12年3月27日の決定書を見ると、施設管理職員の中から主任を発令し、業務手当として月額5,000円の支給を決定しているが、前出のとおり専務理事の専決事項である。しかし、決定書を見る限りにおいて、専務理事の決裁をしないまま支出されていたものが見受けられた。

### (3) 業務連絡交通費について

#### ア 支出した経過

支出収入決定書を見ると、業務連絡交通費として、嘱託職員全員に毎月1人当たり10,080円が定額かつ一律に支出されている。説明によれば、支給開始は昭和59年度から、金額は当時の京都市交通局の1箇月バス共通全線定期運賃額ということであり、金額の変更は現在までないということである。

なお、現在の京都市交通局市バス・地下鉄共通全線定期運賃額は1箇月17,550円である。また、嘱託職員は原則として施設管理職員として、各施設に勤務することになっており、連絡業務は事務局職員が行っている。

#### イ 妥当性についての検討

この業務連絡交通費を検討してみると、昭和59年に市バスの1箇月全線定期として支出が開始されたが、次のような点に問題がある。

支払う理由が不明確である。嘱託職員には、通勤費の実費弁償がないので、それに代わるものかと考えたが、原則通勤手当は嘱託職員にはないにもかかわらず、2名については通勤手当として管理費の「通信運搬費」から支出され、かつ、業務連絡交通費も支給され

ているので、この交通費は通勤手当ではないことが明らかである。

支払金額についていえば、昭和59年度から一度も変更されていないので、すでに市バス全線定期としての意味がなくなっており、目的のない給料手当に性質が変わっていると言える。

また、金額が全員一律であって、勤務施設の場所、地理的交通機関の違い、業務内容の違いも一切考慮されていないので、支出金額の適否や妥当性についても疑問のあるところである。

支払い方法について検討すると、市バス全線定期券の現物でなく、すべて現金払いであって、各人に手渡しされている。このことは各人の直接の交通費ではなく、どのような目的でも使うことができるので、給与とみることもできる。

この業務連絡交通費の財源として、継続雇用定着促進助成金(第種、第種)があるとの回答であるが、財源のあることをもって肯定するものではない。

次に、支出決定について見ると、現在まで物件費として判断され、事務局長の専決事項であったが、人件費と判断されると専務理事の専決事項となる。

#### ウ 業務連絡交通費の支払額

業務連絡交通費が、平成12・13年度に支出された金額は次のとおりである。



業務連絡交通費支出状況

(単位：円)

平成 12年度			平成 13年度		
月別	人員	支出金額	月別	人員	支出金額
4	63	635,040	4	63	628,488
5	63	635,040	5	66	665,280
6	62	624,960	6	66	665,280
7	62	624,960	7	65	655,200
8	62	624,960	8	65	655,200
9	62	624,960	9	64	645,120
10	62	624,960	10	63	635,040
11	62	624,960	11	64	645,120
12	62	624,960	12	64	645,120
1	62	624,960	1	64	645,120
2	62	624,960	2	64	645,120
3	62	624,960	3	64	645,120
合 計		7,519,680	合 計		7,775,208

エ 業務連絡交通費の戻入手続き

平成 12 年 4 月分及び 5 月分の支出収入決定書を見たところ、次のような誤謬があったので検討した。領収書は現金で支払う都度、一覧になっている領収欄に受領者が押印することになっている。

(単位：円)

区 分	平成12年4月		平成12年5月	
支出決定書	63人	635,040	68人	685,440
領収書	60人	604,800	69人	695,520
差 異	3人	30,240	1人	10,080

この差異について調査し、検討したところ、次のような経過であった。

(差異の原因)

(単位：円)

区 分		平成 12 年 4 月		平成 12 年 5 月	
領収書洩れ(三栖公園)		3 人	30,240		
領収書重複(武道センター)				6 人	60,480
過払いによる戻入 (12年5月18日)				5 人	50,400
支出決定書	当初	63 人	635,040	68 人	685,440
	過払いによる戻入			5 人	50,400
	正当な額	63 人	635,040	63 人	635,040

領 収 書	当初	60人	604,800	69人	695,520
	領収書洩れ	3人	30,240		
	領収書重複			6人	60,480
	正当な額	63人	635,040	63人	635,040

上表のとおり、支出決定書及び領収書が合致することを確認したが、支出決定は平成12年5月分については68人、685,440円でされており、過払いによる戻入5人、50,400円については、戻入決定手続きがされずに入金されていた。

### 3 経費支出について

- (1) 経費支出について、「施設整備費」を見たところ、事務局2階事務室電気設備改修の「支出負担行為決定書」に、「消費税の加算されない本体価格の見積書」3通、「消費税を加算した見積書」3通、「納品書」3通、「内訳書」3通、「請求書」3通がそれぞれ正式押印した正本が添付されていた。金額はいずれも税込金額620,550円である。しかもいずれも年月日が空欄であって、いつ見積りをし、いつ納品をして、いつ請求したかが不明である。

また「支出負担行為決定書」は、起案日13.3.29.決定日13.3.29.支出予定日13.4.20.であり、「支出収入命令書」は起案日13.3.30.決定日13.3.30.支出予定日13.4.20.で、どちらの起案日も決算日直前である。

また、正本がなぜ3枚ずつあるのかが不明である。

- (2) 平成12・13年度の支出収入決定書綴をみたところ、下記のような不備がある書類が存在した。

債権・債務者氏名が空欄の決定書

香典・お礼などの支出について、債権・債務者氏名欄に相手先の記載がない、またその証拠書類の添付もない。実際に支出した担当者に内容を聞いても記憶が曖昧なために正確な返答が得られない。証拠書類が残せない時こそ、詳しい状況説明を決定書等に記載しておく必要がある。

### 4 委託契約に基づく事業の執行状況

- (1) 京都市との委託契約

体育協会は、京都市から東山体育館の管理、公金の徴収その他の事務について委託を受けている。また体育協会は、京都市から委託を受

けた業務のうち東山体育館の受付業務については、財団法人京都市ユースサービス協会に業務を再委託している。

体育協会と京都市との契約書においては、委託された業務を再委託することを禁止しているが、京都市が認める事項については、その限りではないとしている。しかしながら、この再委託について、京都市がこの事実を認めたという書面は存在しなかった。

(2) 委託契約にかかる返納金の処理について

京都市との体育施設等の運営管理にかかる委託契約については、全て契約期間満了後に清算を行う概算払により契約されているのであるが、一部の契約について、返納金の清算の方法に誤りがあった。

例で示すと下記の様な決算が行われている

(単位：円)

	現 状	正
収入額（委託額）	100,000	100,000
収入に係る消費税額	5,000	5,000
支出額	80,000	80,000
支出に係る消費税額	5,000	4,000
返納額	20,000	21,000

体育協会の経理処理は、上記記載の現状のとおり行われており、当初の契約で提示している委託金に係る消費税額をそのまま支出に係る消費税額として決算しているが、正しくは決算した支出額に対する消費税額を支出にかかる消費税額とすべきである。

(3) 一般に対する委託について

体育協会には、契約に関する規程は存在しない。何を指針にして経理処理を行うかという質問に対しては、体育協会に存在しない規程は、京都市の規程に準拠するという返答であった。

しかしながら、それを裏づける様な事実はない。例えば、業務の委託についても、その大半が業者を特定した特命随意契約が採用され、見積合わせはほとんど行われていない。

体育施設の清掃業務に関する業者委託規定についてだけは、別に定められており、その内容は5年ごとに業者の見積合わせをすることが定められているのであるが、その附則に「本規定は平成12年度契約から適用する」との記載があるものの、作成日の記載がなく、誤字が

あり、内容が誤った文章など、重要な事項でありながらも、それを検査、監督する機能が全く働いていないことを示すものである。

## 5 事業別収入支出金額について

体育協会では総勘定元帳のほか事業別科目元帳を作成しているので、事業別収支を明らかにできると考えられる。しかしながら、決算書では、事業費を事業受託費と施設管理事業費を合計し表示するのみで事業別事業費を公表していない。

体育協会が、京都市から委託を受けた事業（五大都市体育大会、市民スポーツ教室、市民参加スポーツ競技大会、社会人総合体育大会）にかかる委託契約書には、いずれも「事業終了後すみやかに報告を書面で提出すること」となっているが、体育協会が京都市に対して行う報告は事業別の収支報告ではなく、事業受託費全部をまとめて表示した決算書による報告だけである。

## 6 その他の収入・支出の経理状況

体育協会の会計規程第28条に、「固定資産とは、耐用年数が1年以上であって、かつ取得価格が10万円以上の有形固定資産、差入保証金その他これらに準ずる無形固定資産をいう。」と規定されている。

総勘定元帳及び支出収入決定書をみたところ、次のものが修繕費として経費処理されていた。

(単位：円)

設 備	取得年月	取得価格
サブグラウンド北西ゲート	13.07.10	927,000
阪急南ガード前ゲート	13.07.10	952,000
スポーツ会館前ゲート	13.07.10	709,000
駐車場監視カメラ	13.07.25	151,000
自転車保管場所	13.08.10	940,000
野球場南ごもく保管場所	13.08.27	884,000
〃	13.08.27.	944,000
東噴水ポンプ取替え 3台	13.09.10	864,000
野球場洋式トイレ	13.10.25	379,531
東野公園身障者便所	13.12.10	467,700
宝ヶ池北側 U 型側溝	13.12.25	300,000

<改善を要する事項>

- 1 施設管理職員が、業務連絡に交通費を必要とした場合は、実費弁償としての旅費を支給すべきであって、業務の有無、交通条件を考慮に入れない業務連絡交通費の支給は適切ではないので、妥当性を検討するとともに見直しをされたい。

また、支出決定により支出した額に過誤払いがあったので、支出決定される事務処理に誤りのないよう、内部統制の確立に努められたい。

- 2 財団法人が行う契約は、その本質が公益を目的とし、一定の制限や規律、形式を設けて担当職員の私曲や誤りを防止する必要がある。体育協会の現状では、それらの制限や規律、形式が整備されているとは言い難い。新たに経理規程等を整備するか、京都市の規程に準じて行うかを明確にして、それに従って事務手続きを行うようにされたい。
- 3 事業別勘定元帳はすでに作成されているのであるから、事業ごとの収支及び事業内容の報告は容易にできる。京都市からの受託事業については、委託契約書に従い事業ごとの報告書を提出されたい。
- 4 受託事業費から購入した設備関係の固定資産は、公益会計基準においては、財務諸表の正味財産額の表示を正しくするため、また、公益法人の収益事業がある場合は、純利益（正味財産増加額）に重要な影響を及ぼすため、正確に計上すべきである。課税の適正を担保する意味からも、固定資産に計上するとともに減価償却の計算をするよう改善されたい。

<監査意見>

- 1 加盟団体に対する助成金の交付が、昭和59年以降長期にわたり、義務的な経費に近い定額金額が常態化しているので、支出目的に従い、必要度に見合う支出とすることが重要である。平成14年度に至り助成金の支給基準が示されているが、費用対効果を考え支出されたい。
- 2 透明性の確保と、説明責任の観点から、債権者である業者の方で、それぞれの書面の日付を記入すべきであり、又見積りから請求に至るまでの経過を検討し、何故正本3枚を必要としたのか説明されたい。

## 主なスポーツ施設の管理・運営について

### 1 市民スポーツ会館及び地域体育館の管理・運営について

#### (1) 平成12年度使用状況

(単位：円)

施設名	使用件数 (件)	平均使用率 (%)	施設運営費	使用1件当たりのコスト
市民スポーツ会館	2,423	90.5	47,421,934	19,571
伏見北堀公園地域体育館	7,313	83.4	25,884,311	3,539
桂川地域体育館	2,686	86.8	30,276,797	11,272
醍醐地域体育館	2,739	75.1	48,517,175	17,713
山科地域体育館	15,022	79.3	44,124,392	2,937
東山地域体育館			(3,238,234)	
合計	30,183		196,224,609	6,501

(注)東山地域体育館は平成13年3月供用開始のため、合計額に算入しない。

#### (2) 平成13年度使用状況

(単位：円)

施設名	使用件数 (件)	平均使用率 (%)	施設運営費	使用1件当たりのコスト
市民スポーツ会館	2,418	88.4	46,539,755	19,247
伏見北堀公園地域体育館	8,542	83.8	24,285,748	2,843
桂川地域体育館	2,700	87.2	25,128,849	9,306
醍醐地域体育館	2,749	79.6	42,172,506	15,341
山科地域体育館	12,850	81.7	33,883,815	2,636
東山地域体育館	2,436	81.6	23,809,375	9,773
合計	31,695		195,820,048	6,178

(注)東山地域体育館は平成13年3月供用開始

#### (3) 次に平成13年度の収入状況と対比してみると、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	使用料等 収入金額	施設運営費	運営費に対する 収入の割合 %
市民スポーツ会館	7,841,020	46,539,755	16.85
伏見北堀公園地域体育館	6,753,950	24,285,748	27.81
桂川地域体育館	5,986,600	25,128,849	23.82
醍醐地域体育館	5,640,350	42,172,506	13.37
山科地域体育館	8,423,300	33,883,815	24.86
東山地域体育館	5,859,275	23,809,375	24.61
合計	40,504,495	195,820,048	20.68

利用効率を検討してみると、全体的に上昇傾向にあるものの、使用件数に対するコストにバラつきがあり、利用率の向上により、コストの一部を充足できるように少しでも改善すべきである。

とくに醍醐地域体育館は、使用件数、平均使用率及び使用1件当たりのコストのいずれを見ても指標が悪いので、利用率の向上の方策が望まれているところである。ただし、件数は1件当たりの利用人員の大小によって、利用率が変る場合もあり、使用1件当たりのコストは必ずしも利用人員と比例しない。

#### (4) 収入未済額

使用料は、原則毎月1日申込日として前金收受の方法により、各施設では翌日銀行口座へ預け入れして、市へ納付しているため収入未済額は発生しない。

## 2 有料運動公園の管理・運営について

京都市体育館、西京極総合運動公園(トレーニングルームを除く)、宝ヶ池公園運動施設は平成13年度から、体育協会へ管理運営委託している。使用料については、口座振替によっているが、収入未済額がある。平成13年度における収入状況及び施設運営費は、次のとおりである。

(単位：円)

施設名	収入金額	収入未済額	施設運営費	使用1件 当たりコスト	運営費に対する 収入の割合(%)
京都市 体育館	435 件 19,371,711	0 件 0	62,589,044		30.95
西京極総合 運動公園	16,871 件 82,117,939	0 件 0	209,480,204	12,416	39.20
武道 センター	9,083 件 26,684,612	0 件 0	52,100,666	5,736	51.22
横大路 運動公園	3,413 件 23,154,650	4 件 27,600	46,261,343	13,554	50.05
宝ヶ池公園 運動施設	6,354 件 34,867,730	2 件 6,800	61,794,710	9,725	56.43
有料運動 公園	40,604 件 204,424,485	140 件 663,300	211,911,459	5,218	96.47
その他	104 件 7,387,038	0			
合 計	76,864 件 398,008,165	146 件 697,700	644,137,426		

- (注) 1 利用効率は、京都市体育館は1件当たりの利用人員が多いので、使用1件当たりのコストの比較対象から除いた。
- 2 有料運動公園内の元岩倉運動公園は、有料施設ではないので、当該公園にかかる施設運営費 1,893,411 円を施設運営費総額から除いた。



## スポーツ振興事業（事務事業、出資団体の運営する事業）の一元的考察について

京都市におけるスポーツ振興事業は、文化市民局市民スポーツ振興室を行政の窓口として、重要事業の一つである京都シティハーフマラソンは実行委員会で行われ、市民が直接参加するスポーツ大会等は市民のボランティア組織である体育振興会を中心にして行われており、スポーツ振興計画の目指す方向で活発に実施されている。

また、京都市の出資団体である体育協会は、当初五大都市体育大会運営を主たる目的とした任意のスポーツ団体であったものが、昭和63年開催の京都国体に向け、財団法人に組織整備されたもので、スポーツ指導員の育成、体育組織の強化、市民スポーツの振興、体育施設の管理・運営などの事業を行っている。

これらの組織が京都市の市民スポーツの振興に大きな役割を果たしていると考えたので、これらの組織を中心とするスポーツの各事業にスポットをあて、横断的に監査してきたものである。

スポーツ振興計画は、「スポーツごころを結ぶまちづくり」を目標に、三領域（「ハードウエア」、「ソフトウエア」、「ヒューマンウエア」）にわたる施策を策定したもので、いわゆる数値目標を定めてはいない。

### 1 市民スポーツ振興室及び実行委員会について

京都市においては、京都シティハーフマラソンにみられるように、多くの市民団体の力を結集して事業を進める場合には「実行委員会方式」が活用されている。京都シティハーフマラソンの場合には、主催者は京都市他であり、実行委員会は事実上京都シティハーフマラソンのすべての業務を取り仕切っているものの主催者ではなく、企画・運営を担当するものとされている。この点が京都市における他の実行委員会と大きく異なっている。

第9回京都シティハーフマラソンにおいて、京都市が実行委員会に交付した助成金は、126,300千円で、多額の経費を費消する事業であり、今後とも適正な執行が求められる。

### 2 財団法人京都市体育協会及び体育振興会について

京都市のスポーツ振興事業の実施について、体育協会は、主として「京都市の競技力の向上」、体育振興会は、「スポーツ・レクリエーションの普及」の事業とそれぞれの特性を生かした取組をしており、その活動状況は多岐にわたっている。

特に体育協会は、京都市からの受託事業が急増しており、事業費及び管理費等支出金額は、平成12年度364,821千円から平成13年度756,726千円と倍増し、かつ、平成14年度開設された西京極総合運動公園プール施設の管理も受託しており、その事務量は益々拡大している。

しかし、いずれの組織も、活動分野が拡大すると多くの課題を抱えることになるので、事務処理・経理手続の適正化、効率化に努めることが求められる。また、同時に市民スポーツ振興にとって、両組織の緊密な連携が欠かせない要件の一つである。